

第二回 信頼性の向上の課題に関するワーキング・グループ議事要旨

日時：平成 25 年 8 月 19 日（月）14:00～16:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 8 階 822 会議室

議 事

- (1) 専門委員からの自己紹介
- (2) 所轄庁からのヒアリング
- (3) 意見交換

- (1) 内閣府から資料 2 に沿って、信頼性向上WGにおけるこれまでの議論について説明。
- (2) 京都府府民生活部府民力推進課鈴木課長より資料 3 に沿って団体の信頼性を高める団体情報について、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室近藤室長より資料 4 に沿って平成 25 年度 NPO 活動推進室の主な取組及び NPO 法人会計書類作成支援システムについて説明を受け、質疑応答を行った。主な内容は次のとおり。

京都府府民生活部府民力推進課 鈴木課長

京都府が義務的に行う団体情報の発信としては、過料事件通知、認証取消法人、府認定 NPO 法人、仮認定 NPO 法人、条例個別指定対象 NPO 法人を京都府の HP に掲載。

その他に、施策の一環として団体の活動情報を発信している。テーマに応じて紹介する京都府府民共同事例集、京都府地域力コラボ博覧会、施策・事業を紹介する京都式ソーシャル・ビジネスハンドブック、センターの加盟団体を紹介する丹後地域 NPO 団体紹介ハンドブック、新しい公共が見える化した地域公共人材図鑑、団体の活動内容等をまとめた KYOTO まちなび 100 などがある。

信頼できる団体であるかどうかの判断としての情報発信として、法令に基づく義務的情報については、以下のものがある。

法令に基づく情報は、団体から提供された情報をそのまま掲載。市民から誤り等指摘があった場合は団体に事実確認をし、修正を行う。

活動内容や他の団体との関係性などの詳細が分からない場合は、HP、新聞記事のチェックや、当該団体や周辺団体等への聞き取りを実施。

認定NPO法人等については、実地調査を実施。税理士も派遣するなど詳細な調査を実施している。

社会的認証制度として社会的認証開発推進機構が行っている「STEP3」がある。

ステップ1はガイダンス認証として、団体の活動の基本情報、事業報告書などをきょうとNPOセンターと日本財団が協働で運営するポータルサイトである「きょうえん」に掲載。ステップ1を満たすと、京都府の助成事業に関して、団体情報の提出が不要になる。

ステップ2は、ポータルサイトを運営する事務局によって、サイト内の掲載内容が現在の状況と一致するかどうか、基本情報、活動実績、協働実績、添付情報の約40項目の内容を確認。ステップ2を満たすと、きょうとNPOセンターが行っている企業・団体等からの資材寄附の仲介対象となるというメリットがある。

ステップ3は、第三者評価による認証として、訪問調査者が団体を訪問し、組織状況等を調査・確認したうえで、審査委員会を通じて認証の可否が決定される。

ステップ3にはレビューシートがあり、「組織ミッション」、「組織と経営管理」、「事務局の執行体制と管理」、「社会資源の活用」、「情報の公開と社会的信頼」、「組織のリスクマネジメントと社会的責任の追及」の6つの評価大項目となっており、150点満点で評価している。

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室 近藤室長

島根県のNPO活動推進室の主な取組として、()県民いきいき活動の促進、()しまね社会貢献基金事業、()協働の推進、()新しい公共支援事業などが挙げられる。

()の県民いきいき活動の促進では特にNPO団体の人材育成支援、県民情報支援サイトや情報誌の発行、NPOの組織運営力強化に関する事業、法改正への対応に関する支援事業や、研修・訪問相談の実施などの県民活動支援センター機能強化事業に取り組んでいる。

()のしまね社会貢献基金事業の寄附には、寄附者が寄附する団体を指名できる団体活動支援事業、寄附者がテーマを決めて寄附する寄附者設定テーマ型協働事業などがある。

しまね社会貢献基金事業の事務費はゼロとすることで、寄附の呼び水となっており、今年度は第一四半期で昨年度の寄附実績を上回る見通し。

島根県で実施している共感CMづくりでは、どのNPOの作成したCMが一番いいかイベントを開催し、アンケートを実施。大賞を受賞した法人はその後、半年で3,000円以上の寄附を250人から集めることができた。

市民の信頼・共感を得るためにもコンプライアンスは不可欠である一方、新会計基準への対応は総務事務の負担が非常に大きい。そのような問題に対応するために総務事務支援の第一歩として、NPO法人会計書類作成支援システムを開発し、無償配布を実施している。

NPO法人会計書類作成支援システムは、マイクロソフトエクセルで運用可能、単式簿記イメージの入力で提出書類の大半を自動作成、注記の事業別損益計算まで自動作成可能となっている。

NPO法人会計書類作成支援システム導入のメリットとしては、導入が容易、会計事務の軽減、自動作成により会計書類のチェックが不要、余分な事務の削減が可能などが挙げられる。

NPO法人会計書類作成支援システムは、報告書提出を促すツール、会計書類の事後チェック簡素化、新会計基準への移行促進、法人と所轄庁をつなぐツール、県と所轄庁、法人をつなぐツールとしての意義がある。

NPO法人会計書類作成支援システムの欠点としては、減価償却の計算ができない、事業別損益計算書は10事業までが限界である、運用例がほとんどなく個別にレクチャーが必要である、などといった点が挙げられる。

会計以外にも、NPO法人が信頼・共感の輪を広げるためには地域との繋がりがかせなく、NPO法人の役員が信頼・共感の輪を拡げる活動に積極的に参加していくことなども不可欠である。

NPO法人の制度としての特徴がつかみにくい。NPO法人の特徴が何かをはっきりさせることが、NPO法人が信頼されることにつながるのではない。具体的には非営利の意味をわかりやすく整理する必要がある。

(3) 意見交換

所轄庁からの説明に対する質疑応答を含めた主な意見交換の内容は次の通り。

ホームページでの法人の情報公開については、現在は、県のホームページ、NPOセンターのホームページ、内閣府のポータルサイト、日本財団の運営するCANPANなど、様々なところでバラバラに公開されている。内容についても非連動であり、結果的にどのデータが正しいのかわかりにくくなっている。

情報公開において、財務情報などの掲載率や更新率を上げる工夫として、京都府では、目標値を設定していたが、難しい。所轄庁の取組であるの

で、法人も義務的な部分は出してくれるが、民間団体がデータベースを作るのであれば、明確なメリットが必要だろう。

島根県においては、社会貢献基金に登録すると、島根県と協働する権利ができる。また、CANPANに登録することで、社会貢献基金を経由して、税制優遇を受けつつ寄附を受けることができ、CANPANに財務諸表の登録があれば、事業報告書の登録は免除としている。

NPO法人の基礎情報は、都道府県や権限委譲されている市町村、内閣府それぞれに掲載されており、それぞれ更新するコストがかかる。マスターデータベースについては、内閣府のHPとするのがよいのではないか。また、内閣府のNPO法人ポータルサイトについては、基礎情報の検索結果画面にURLが付されていないため、リンクを貼れない。基本的な情報が集約されているページにリンクを貼れないことは利便性を損ねている。

NPO法人をネットで検索する際に、都道府県のHP、CANPAN、NPOヒロバなどがあるが検索をしても検索に引っかからない、もしくは、引っかかっても、検索順位が後ろのほうになってしまうという問題がある。NPO法人の中には、寄附やボランティアを募る意向もない団体も多数あり、そういった法人に対しても、一律、株式会社が資金調達をするのを想定しているような情報公開を求めるべきではない。

NPO法人が所轄庁に報告する事業報告書は、所轄庁が掲載している参考様式を参考にしているケースが多いが、今の所轄庁の参考様式は、財務状況のみのものが多い。組織のガバナンスも含めた運営状況もみえるような様式も掲載したほうがよい。

所轄庁の事業報告書の参考様式は、内閣府が作成している手引きを参考にしているケースが多い。現在、内閣府のほうで手引きの改訂作業中であり、上記の件については、改訂の際の参考にさせていただく。

(以 上)